

条件付一般競争入札施工実績要件(例)一覧表 (令和3年4月以降 一部改正)

【工事種別: 土木工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
	共通	掘削又は切土工／盛土又は埋戻工	5億円未満	付さない	県内	(付さない)
		場所打法枠工／プレキャスト法枠工	1億円未満	付さない	県内	(付さない)
		場所打コンクリート擁壁工	2億円未満	付さない	県内	(付さない)
		補強土壁工	2億円未満	付さない	県内	(付さない)
		場所打カルバート工	2億円未満	付さない	県内	(付さない)
		サンドコンパクション／グラベルコンパクション	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外 [2]V	元請としてサンドコンパクション又はグラベルコンパクションパイル工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
①	道路等構造物 工事	橋梁床版工(補修工を含む)	2億円未満	付さない	県内	(付さない)
		橋梁下部工(補修工を含む)	1億円未満(基礎工なし)	付さない	県内	(付さない)
			1億円未満(基礎工あり)	同種又は類似工事の実績	県内	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事: 橋梁下部工(◇◇基礎を含むものに限る。)※ 類似工事: ◇◇基礎工事※ ※◇◇には、「既製杭」「場所打杭(深礎杭を含む。」「深礎杭」「オープンケーソン」「ニューマチックケーソン」等基礎工の種類を記載することとし、工法は特定しないこと。
		橋梁下部工	2億円未満(基礎工なし)	付さない	県内	(付さない)
			1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 同種工事: 橋梁下部工(◇◇基礎を含むものに限る。)※ 類似工事: ◇◇基礎工事※ ※◇◇には、「既製杭」「場所打杭(深礎杭を含む。」「深礎杭」「オープンケーソン」「ニューマチックケーソン」等基礎工の種類を記載することとし、工法は特定しないこと。
			2億円未満(基礎工あり)			
		2億円以上5億円未満	橋梁下部工高さの5割程度	県内	元請として高さ◇◇m以上の橋台又は橋脚工事(◇◇基礎の新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※内容に応じて形式を要件とすることができる。	
		落橋防止装置	1億円未満	付さない	県内	(付さない)
		ニューマチックケーソン	1億円以上2億円未満	ニューマチックケーソン	県内・県外	元請としてニューマチックケーソン工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
			2億円以上5億円未満	ニューマチックケーソンで最大掘削深度の5割程度	県内・県外 [2]V	元請として最大掘削深度◇◇m以上のニューマチックケーソン工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
河川等構造物 工事	河川護岸／溪流保全工	5億円未満	付さない	県内	(付さない)	
		床止工(落差工、帯工)	1億円未満	付さない	県内	(付さない)
	堰／水門／樋門／陸閘	1億円以上2億円未満	同種又は類似工事の実績	県内	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 同種工事: 堰・水門・樋門・陸閘工事 類似工事: 場所打鉄筋コンクリート擁壁工事、場所打ちカルバート工事、橋梁下部工事	
		2億円以上5億円未満	径間長の4割程度	県内・県外	元請又は一次下請として河川又は海岸における水門、堰、樋門又は樋管の新設に係る土木工事(門柱又は堰柱のある構造のものに限る。)であって、径間長(隣り合う門柱又は堰柱の中心線間の距離をいう。)が◇◇m以上のものを施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	
		5億円以上	径間長の6割程度	県内・県外 [2]V	元請として河川又は海岸における水門、堰、樋門又は樋管の新設に係る土木工事(門柱又は堰柱のある構造のものに限る。)であって、径間長(隣り合う門柱又は堰柱の中心線間の距離をいう。)が◇◇m以上のものを施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	
	砂防えん堤／治山ダム	1億円未満	付さない	県内	(付さない)	
		1億円以上5億円未満	ダム高の5割程度 特例(同種又は類似工事の実績)	県内	元請又は一次下請として堤高◇◇m以上のダム工事(砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※以下のとおり運用中。(令和元年10月25日出総第151号「条件付一般競争入札に係る施工実績要件等の特例基準適用について」) 元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事: ダム工事(砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。) 類似工事: 床止(落差工、帯工)工事、橋梁下部工事、場所打コンクリート擁壁工事(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)	
海中工事	ケーソン製作(ドック使用)	1億円未満	同種工事／台船(FD又はDD)の保有	県内・県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)の施工実績を有する者の内、フローティングドック又はドルフィンドックを保有(保有形態は問わない)していること。	
		1億円以上	同種工事／台船(FD又はDD)の保有	県内・県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)の施工実績を有する者の内、ケーソン製作工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。ただし、フローティングドック又はドルフィンドックを保有(保有形態は問わない)する者に限る。	
	上記以外の海中工事	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)を施工した実績を有すること。	
		1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として海中工事(船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	

①	ほ場整備工事	ほ場整備(水田に係る整地工事を含む)	1億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(水田に係る整地工を含むものに限る。)を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。))が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること。
			1億円以上 2億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(水田に係る整地工を含むものに限る。)を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。))が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			2億円以上 5億円未満	ほ場整備面積の4割程度	県内	
		ほ場整備(暗渠排水工のみ)	1億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(整地工)又は施工面積〇〇ha以上の暗渠排水工を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。))が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること。
			1億円以上 2億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事(整地工)又は施工面積〇〇ha以上の暗渠排水工を施工した実績(国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構(当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。))が発注した建設工事の施工実績に限る。)を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			2億円以上 5億円未満	ほ場整備面積の4割程度	県内	
	管路工		1億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長〇〇m以上の管路工事(かんがい用水に係るものに限る。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長〇〇m以上の管路工事(かんがい用水に係るものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			2億円以上 5億円未満	管路延長の4割程度	県内	
			5億円未満	管路延長の4割程度	県内	
	山腹工事	山腹工	5億円未満	付さない	県内	(付さない)
	下水道工事	開削工法	250万円未満	同種工事の実績	県内	元請として下水道又は農業等集落排水施設の管渠工事を施工した実績を有すること。
250万円以上 1億円未満			管路延長の3割程度	県内	元請として管路延長〇〇m以上の下水道又は農業等集落排水施設の管渠工事を施工した実績を有すること。	
1億円以上 2億円未満			管路延長の3割程度	県内・県外	元請として管路延長〇〇m以上の下水道又は農業等集落排水施設の管渠工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	
小口径管推進工法		1億円未満	推進延長の3割程度	県内	元請として推進延長〇〇m以上の小口径推進(△△式)工事を施工した実績を有すること。	
		1億円以上 2億円未満	推進延長の3割程度	県内・県外	元請として推進延長〇〇m以上の小口径推進(△△式)工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	
		2億円以上 5億円未満	推進延長の4割程度	県内・県外 [2JV]		
		5億円未満	推進延長の4割程度	県内	元請として呼び径〇〇mm以上の推進(△△式)工事を施工した実績を有すること。	
中大口径管推進工法		1億円以上 2億円未満	呼び径1ランク下以上の実績	県内・県外	元請として呼び径〇〇mm以上の推進(△△式)工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)	
		2億円以上 5億円未満		県内・県外 [2JV]		
		5億円未満		県内		
管更生工法			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として管更生工事を施工した実績を有すること。
			1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として管更生工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
トンネル工事	NATM工法	1億円以上	NATM工法トンネルの連続掘削延長の5割程度	県内・県外 [2JV]	元請としてNATM工法による連続掘削延長〇〇m以上で、内空断面〇〇㎡以上の道路トンネル工事(掘削及び覆工の両方を含む工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	
		5億円未満		県内・県外 [2JV]	※内空断面は過去の事例等を参考に定める。	
		5億円以上	NATM工法トンネルの連続掘削延長の8割程度	県内・県外 [2JV]	元請としてNATM工法による連続掘削延長〇〇m以上で、内空断面〇〇㎡以上の道路トンネル工事(掘削及び覆工の両方を含む工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	
特殊・専門工事等	特殊・専門工事等	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として(△△に係る数量〇〇以上、高さ〇〇以上、径〇〇以上、工法等の)◇◇工事(◇◇を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。 ※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。	
		1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として(△△に係る数量〇〇以上、高さ〇〇以上、径〇〇以上、工法等の)◇◇工事(◇◇を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	
		5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。	
その他	上記以外の簡易な一般土木工事及び維持補修工事		付さない			

【留意事項】

- 1) 表中の工法等は、発注工事の主たる工種(工事費の概ね過半以上を占める工種又は高度な技術を要する工種とする。)をいう。なお、複数の工種が混在する場合であっても、施工実績要件の設定は1工事につき1要件とし、主たる工種に該当する工種がない場合は、施工実績要件は付さないこととする。
- 2) 交通量の多い箇所の道路工事で特に安全な通行を確保する必要がある場合などは、その工事の特性に応じて道路等の分野における実績を条件とすることができる。(例:元請又は一次下請として道路における〇〇工事・・・)
- 3) 一般的な土木工事は、土工、護岸工、擁壁工等の下請け実績を対象とするが、建築工事や専門業種に含まれるコンクリート工、型枠工、鉄筋工などは除くものとする。
- 4) 砂防堰堤の発注等級は、マスコンクリート構造物の特性を踏まえ、ダム高及び設計額により土木A級又はB級の業者とし、設計額が発注標準額のC級相当額であっても土木A級又はB級業者を対象とすることができる。
- 5) ほ場整備工事について、算定された施工面積が1ha未満の小数となる場合は、施工面積要件は付さないこととする。
- 6) 鉄道近接工事等は、協議に基づき東日本旅客鉄道株式会社の工事等登録会社名簿(東北地区)の鉄道特異工事に登録されている者を要件とする。
- 7) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。
- 8) 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く。)の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

【工事種別：建築一式工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
②	建築一式工事	木造(W)	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円以上 5億円未満	建築物面積の4割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円以上 5億円未満	SRC造又はS造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。
		鉄骨造(S)	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円以上 5億円未満	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。
			5億円以上	SRC造又はRC造面積の6割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。 ※留意事項参照)。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
		鉄筋コンクリート造(RC)	2億円以上 5億円未満	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。
			5億円以上	SRC造又はRC造面積の6割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。 ※留意事項参照)。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
		鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)	2億円以上 5億円未満	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。
			5億円以上	SRC造又はRC造面積の6割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。 ※留意事項参照)。
1億円未満	同種工事の実績		県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること。		
1億円以上 2億円未満	同種工事の実績		県内	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事(ただし、構造耐力上主要な部分を施工(又は解体)したものに限り、)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)		
	上記以外の簡易な建築一式工事		付さない			

【留意事項】

- 解体工事は、解体の施工実績も認めるものとする。
- 設定例は、建築基準法施行令第一条第三号で定める「構造耐力上主要な部分」(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床材、床版、屋根版または横架材)を施工する場合であり、「構造耐力上主要な部分」を施工しない工事については、ただし書きの部分を除くこと。
- 修繕工事等で構造要件を付す必要がない場合は、「元請として建築物の工事を施工した実績を有すること。」とする。
- 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。
- 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。
- 上記以外の簡易な建築一式工事とは、工事の主体が土地に定着する建築物に付属する門又は塀等の工作物とする。
- 建築一式工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

【工事種別:電気設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例	
③	建設電気設備 工事	トンネル等の照明 設備	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内	元請として道路照明又はトンネル照明に係る電気設備工事を施工した実績を有すること。	
		道路等の照明設 備	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建設電気設備工事(建築電気設備工事以外の電気設備工事をいう。)を施工した実績を有すること。	
		その他建設電気 設備	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(◇)の※)建設電気設備工事(建築電気設備工事以外の電気設備工事をいう。)を施工した実績を有すること。 ※工事内容に応じて、主たる工種の条件を付すことができる。	
	建築物に係る 電気設備工事	木造(W)		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。) ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。) ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				2億円以上	建築物面積の4割実 績	県内・県外 (JV可)	元請として延床面積○○m ² 以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				5億円未満			
		鉄骨造(S)		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はS造)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はS造)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。) ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				2億円以上	SRC造又はS造面積の 4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はS造)延床面積○○m ² 以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				5億円未満			
		鉄筋コンクリ 造(RC)		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。) ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造)延床面積○○m ² 以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
				5億円未満			
	鉄骨鉄筋コン クリート造(SRC)		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
			1億円以上 2億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。) ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
			2億円以上	SRC造又はRC造面積 の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造)延床面積○○m ² 以上の建築物に係る電気設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。 ※受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
			5億円未満				

交通信号機工事等	交通信号機設置・更新工事／信号機柱移設工事／信号機灯器交換等工事	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請又は一次下請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。
	可変式速度規制標識工事	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請又は一次下請として交通信号機工事又は可変式速度規制標識工事を施工した実績を有すること。
下水道に係る電気設備工事	中央監視制御設備／水処理設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 <u>※中央監視制御設備又は水処理設備の主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>
		1億円以上5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 <u>※中央監視制御設備又は水処理設備の主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>
	その他設備	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備(○設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 <u>※汚泥処理設備又は受変電設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>
		1億円以上5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備(○設備を含むものに限る。)の(製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)。 <u>※汚泥処理設備又は受変電設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>
下水道に係る電気設備工事(補修・修繕)	中央監視制御設備／水処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・部品等の交換を伴う点検業務	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の電気設備(○設備を含むものに限る。)工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。 <u>※中央監視制御設備又は水処理設備の主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>
	その他設備	1億円未満	同種又は類似工事又は機器・部品等の交換を伴う点検業務	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備(○設備を含むものに限る。)工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。 <u>※汚泥処理設備又は受変電設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。</u>

【留意事項】

- 1) 建築物に係る電気設備工事において、建築一式工事における施工実績は含まない。また、受変電設備工事又は自家発電設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすること
- 2) 修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、「元請として建築物に係る電気設備工事(○を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。」とする。
- 3) 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。
- 4) 消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。
- 5) 受変電設備工事及び自家発電設備工事は、必要に応じて第一種電気工事士の資格を有する技術者を配置できる者を要件とする。
- 6) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。
- 7) 建築物に係る電気設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

【工事種別:管設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
④	建築物に係る 管設備工事	木造(W)	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	建築物面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円未満	同種工事の実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はS造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			2億円以上	SRC造又はS造面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はS造)で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。
			5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。	
		1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)	
		2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
		2億円以上	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造)で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	
		5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。	
		1億円以上	同種工事の実績	県内	元請として(SRC造又はRC造)の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)	
		2億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
		2億円以上	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	元請として(SRC造又はRC造)で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。※留意事項参照)。	
		5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	
	下水接続工事	下水接続工事		各市町村排水設備指定工事店	県内	○市町村排水設備指定工事店であること。 発注等級:参入見込を満足する等級

【留意事項】

- 1) 建築物に係る管設備において、建築一式工事における施工実績は含まない。
- 2) 修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、「元請として建築物に係る管設備工事(◇◇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。」とする。
- 3) 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。
- 4) 衛生設備、空調設備、浄化槽設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
なお、中央監視制御による空調設備工事の場合は、「◇◇を含むものに限る。」を「空調自動制御設備工事(新設又は更新に限る。を含むものに限る。）」又は、大規模施設の場合は「〇〇式の中央監視装置(管理ポイント200点以上に限る。◇)である空調自動制御設備工事(新設又は更新に限る。を含むものに限る。）」とすることができる。
- 5) 工事内容のほとんどが浄化槽設備工事の場合、特例浄化槽工事業者の届け出をしている者を要件とする。
なお、浄化槽設備を含む工事の場合で浄化槽の規模が大きい場合、特例浄化槽工事業者の届け出をしている者を原則として要件とするが、業者数が少ない場合でかつ、一括下請にならない場合に限り、管工事業に係る特定建設業の許可を持つ者を要件とすることができる。
- 6) 土壌浄化方式の浄化槽を設置する公衆トイレの新築工事については、浄化槽の構造上、土木的要素の強い工事であること、管工事業の業者に発注しても施工できる専門業者に一括下請される恐れがあることから、トイレの新築工事と併せて建築一式工事として発注することができる。
- 7) 上水道又は下水道の切替工事の場合は、工事場所の市町村における上水道又は下水道の指定店として登録されている者を要件とする。
- 8) 消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。
- 9) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。
- 10) 建築物に係る管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。

【工事種別:舗装工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例	
⑤	舗装工事	アスファルト舗装 新設/オーバー レイ	5千万円未満	付さない	県内	アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。	
			5千万円以上 5億円未満	付さない	県内・県外		
		路面切削	5千万円未満	路面切削面積の3割程度	県内		元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること。
			5千万円以上 1億円未満	路面切削面積の3割程度	県内・県外		路面切削機のオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		路上路盤再生	5千万円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内		元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること。
			5千万円以上 1億円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内・県外		スタビライザのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		排水性舗装	5千万円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内		元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること。
			5千万円以上 1億円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内・県外		アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		コンクリート舗装	1億円未満	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外		元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること。 コンクリートフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
			1億円以上 2億円未満	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外		元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
2億円以上 5億円未満	コンクリート舗装面積の4割程度		県内・県外	コンクリートフィニッシャーのオペレーターは、自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。			
特殊舗装	1億円未満	施工数量の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の◇◇舗装工事を施工した実績を有すること。			

【留意事項】

- 1) 従前、舗装工事の指名に当たっては、自社施工の実績のある者を指名していたことから、入札参加資格として、舗設機械等のオペレーターは自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できることを条件とする。
- 2) 設計額が50百万円未満の工事については、県内業者のみ(参入見込を満たさない場合を除く。)を対象とする。
- 3) 設計額が50百万円以上の工事については、地域要件の管内に営業所を有する県外業者も対象とする。
- 4) 特殊舗装は、工事の難易度に応じて、数量や工種の要件を付すことができる。簡易な工事は、単に「舗装工事の実績」のみを要件とすることができる。
- 5) 車道・歩道・取付道路など、複数の施工箇所が混在する場合は、要件として設定する機械を用いて施工する全面積を基に設定すること。

【工事種別:鋼橋上部工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑥	鋼橋上部工事	鉸桁又は箱桁橋	1億円未満	鉸桁橋又は箱桁橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上の鉸桁橋又は箱桁橋の製作及び◇◇架設工法による架設工事を施工した実績を有すること。 ※トラッククレーン架設(ベント工法、一括架設工法)の場合は、架設工法の条件は付さない。
			1億円以上 5億円未満	鉸桁橋又は箱桁橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上の鉸桁橋又は箱桁橋の製作及び◇◇架設工法による架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※トラッククレーン架設(ベント工法、一括架設工法)の場合は、架設工法の条件は付さない。
			1億円以上 5億円未満	アーチ系橋又はトラス橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のアーチ系(ランガー・ローゼ等)又はトラス形式の製作及び架設工事(新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
		落橋防止装置	1億円未満	鋼橋上部工事の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋の製作及び架設工事を施工した実績を有すること。

【留意事項】

- 1) 解体工事については、解体の施工実績も認めるものとする。
- 2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。
- 3) 補修工事については、補修の実績も認めることとし、「(新設又は補修工事に限る。)」とする。なお、構造要件を付す必要がない場合は、「元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋

【工事種別:プレストレスト・コンクリート工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑦	プレコン工事	プレテン/ポステンPC橋	1億円未満	PC橋の最大支間長の5割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事(◇◇方式によるものに限る。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 5億円未満	PC橋の最大支間長の5割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事(◇◇方式によるものに限る。ただし、新設工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
			スノー/ロック シェッド	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外
		落橋防止装置	1億円未満	PC橋の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋におけるプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事を施工した実績を有すること。

【留意事項】

- 1) 工場製作のみの工事については、架設工事に替えて工場製作工事の実績を要件とするものとする。
- 2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。

【工事種別:法面処理工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑧	モルタル・コンクリート吹付工事	モルタル・コンクリート吹付工	1億円未満	付さない	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	法枠工事	吹付枠工	5億円未満	付さない	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	法面緑化工事	種子吹付工/客土吹付工	1億円未満	付さない	県内	(付さない)
		植生基材吹付工	5億円未満	付さない	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	補強土工事	連続繊維補強土工	1億円未満	付さない	県内	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		ロックボルト工	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内	元請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事:ロックボルト工事 類似工事:グラウンドアンカー工事
	グラウンドアンカー工事	グラウンドアンカー工	1億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90)	県内	元請として削孔径〇〇mm以上のグラウンドアンカー工を含む法面処理工事を施工した実績を有すること。 ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
			1億円以上 2億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90) / 本数の3割程度	県内・県外	元請として削孔径〇〇mm以上(又は〇〇本以上)のグラウンドアンカー工を含む法面処理工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
			2億円以上 5億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90) / 本数の4割程度		ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社(連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。)雇用の者を配置できること。
	落石対策工事	落石防護網工	1億円未満	落石防護網面積の3割程度	県内	元請として〇〇m ² 以上の落石防護網工事を施工した実績を有すること。

【留意事項】

- 1) 自社施工は吹付工及び削孔工を対象とし、法面処理工事に含まれる法面整形工や土工、金網張等は含まない。
- 2) 現に地すべりが発生している箇所の工事などは、地すべり防止工事の実績を有する者とする事ができる。
- 3) グラウンドアンカーとは、ボーリングマシンにより削孔を行い、作用する引張力を適當地盤に伝達するためのシステムで、グラウトの注入によって造成されるアンカー体、引張部、アンカー頭部によって構成されるもの。

【工事種別:機械設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例	
⑨	機械設備工事	ポンプ設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る◇◇設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。	
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る◇◇設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。	
			1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請としてS造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベーター設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。	
		昇降機設備	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請としてS造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベーター設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※建設業法に基づく機械器具設置工事業の許可を有する者であること。	
			河川海岸の水門又は陸間ゲート	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川又は海岸における堰、水門、樋門又は陸間に係るゲート設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく鋼構造物工事業(機械器具の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること。
				1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川又は海岸における堰、水門、樋門又は陸間に係るゲート設備の製作及び据付工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※建設業法に基づく鋼構造物工事業(機械器具の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること。
	下水道に係る機械設備工事	水処理設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備(水処理設備を含むものに限る。)(の製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(水処理設備については自ら製作し据付できること(OEMを含む))。 ※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)	
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備(水処理設備を含むものに限る。)(の製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(水処理設備については自ら製作し据付できること(OEMを含む))。特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)	
		その他設備	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備(〇〇設備を含むものに限る。)(の製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(〇〇設備については自ら製作し据付できること(OEMを含む))。※汚泥処理設備又はポンプ設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。 ※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)	
			1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備(〇〇設備を含むものに限る。)(の製作及び据付)工事(新設又は更新工事に限る。)を施工した実績を有すること(〇〇設備については自ら製作し据付できること(OEMを含む))。特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※建設業法に基づく水道施設工事業(又は機械器具設置工事業)の許可を有する者であること(主たる工種により決まるもの。)	
下水道に係る機械設備工事(補修・修繕)	水処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・部品等の交換を伴う点検業務	県内・県外	元請として(標準活性汚泥法による)下水処理施設の機械設備(水処理設備を含むものに限る。)(の製作及び据付)工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。		
		その他設備	1億円未満	同種又は類似工事又は機器・部品等の交換を伴う点検業務	県内・県外	元請として上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備(〇〇設備を含むものに限る。)(の製作及び据付)工事(機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む)を施工した実績を有すること。※汚泥処理設備又はポンプ設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	

【留意事項】

- 1) 県営建設工事請負資格者名簿にある機械設備工事は、建設業法にある鋼構造物、機械器具設置及び水道施設のいずれかの許可を有していれば登録可能であるため、入札参加資格の設定に当たっては、機械設備工事の資格者名簿に登録されていること、及びその工事に必要となる許可業種を有していることを要件とする。
- 2) 発注する工種が多岐にわたるため、必要に応じ細区分された工種と同種の工事の施工実績を有する者を要件とすることができる。
- 3) 河川海岸の水門又は陸間ゲートに係る補修工事については、補修の実績も認めることとし(「新設、更新又は補修工事に限る。')とする。

【工事種別:塗装工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑩	塗装工事	建物塗装	1億円未満	建物塗装面積の3割程度	県内	元請として建築物に係る施工面積〇〇m ² 以上の塗装工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		橋梁塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁に係る塗装工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		鋼構造物塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁又は鋼構造物に係る塗装工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。
		路面標示塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請又は一次下請として路面標示塗装(区画線)工事を施工した実績を有すること。 塗装工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。

【留意事項】

1) 自社雇用の職長の配置は塗装工事の主要工種を対象とし、それ以外の付帯工事等は除くもの。

【工事種別:グラウト工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑪	グラウト工事	グラウト	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係るグラウト工事を施工した実績を有すること。

【工事種別:通信設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑫	交通管制システム工事	交通信号機(集中制御式等)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。
		交通情報機器設置	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通情報機器設置工事又は交通信号機工事(集中制御式のものに限定。)を施工した実績を有すること。
		交通管制センター設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事又は交通情報機器設置工事を施工した実績を有すること。
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
		交通管制センター設備(上位(中央)装置設定を含む。)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事(交通管制センター上位(中央)装置を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事(交通管制センター上位(中央)装置を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
	監視制御設備工事	テレメーター	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(△△又は△◇に係る)遠方監視制御設備工事(◇〇工を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。 ※主たる工種を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路・河川等の条件を付すことができる。
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(△△又は△◇に係る)遠方監視制御設備工事(◇〇工を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※主たる工種を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路・河川等の条件を付すことができる。
	地中線電線路工事	電線共同溝	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること。
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
	安全周知設備工事	水門・陸閘自動閉鎖システム	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施工した実績を有すること。
			1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)
上記以外の通信設備工事	無線・有線通信/画像設備等	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として通信設備工事を施工した実績を有すること。	

【留意事項】

1) 必要に応じて、工事担任者としてアナログ第〇種、デジタル第〇種、AI第〇種、DD第〇種、AI・DD総合種以上の資格を有する技術者を配置できることを要件とする。
2) 監視制御設備を施工する場合は、「元請として通信設備工事(監視制御設備を含むものに限る。)を施工した実績を有すること。」とすることができる。

【工事種別:しゅんせつ工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑬	しゅんせつ工事	しゅんせつ	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること。
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)

【工事種別:造園工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑭	造園工事	植栽等	1億円未満	植栽等施工数量の3割程度	県内	元請として施工数量〇〇以上の◇◇工を含む造園工事を施工した実績を有すること。

【工事種別:ボーリング工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑮	ボーリング工事	集水井	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。
		地下水(消融雪)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として消融雪設備又はさく井工事における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。

【工事種別:消防設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑯	消防設備工事		1億円未満	付さない	県内	付さない

【留意事項】

- 1) 必要に応じて、消防法に規定する甲種消防設備士(第〇類)の資格を有する者を配置できることを要件とすることができる。
- 2) 消防設備工事登録者とする。

【工事種別:標識設置工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑰	標識設置工事	道路交通標識/ 案内標識/電光 標識	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として道路標識又は案内標識の設置工事を施工した実績を有すること。

【留意事項】

- 1) 法令に規定された道路標識等ではない看板等設置工事の場合で、施工に屋外広告業の登録が必要なときは「屋外広告業の登録した者とする。」

【工事種別:鋼工作物工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑱	鋼工作物工事	スノーシェッド/ロック シェッド/スノーシェル ター等	1億円未満	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること。 同種工事:※1 類似工事:※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。
			1億円以上	同種又は類似工事の 実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) 同種工事:※1 類似工事:※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。
			5億円未満			

【留意事項】

- 1) 鋼工作物工事は、鋼橋上部工、水門ゲート工を含まない。
- 2) 修繕工事等の場合は、施工実績要件を付さないことができる。

【工事種別:防水工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設定例
⑲	防水工事		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として防水工事(建築の防水工事に限る。)を施工した実績を有すること。 <u>防水工事の主要工種に係る職長には、必要となる技能士等を自社(連結決算会社を含む。)雇用の者を配置できること。</u>

【留意事項】

- 1) 土木系防水工事は含まない。
- 2) 自社雇用の職長の配置は、防水工事の主要工種を対象とし、それ以外の付帯工事等は除くもの。

【⑳ 全般に係る留意事項】

- 1) 対象工事の要件の設定に当たっては、「条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準」の「別紙4 施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にするものとする。
- 2) 次の例のように、工種、金額等により設定が異なることから注意すること。
例)「1億円以上5億円未満の企業の施工実績要件」(別紙4、注6参照。)
 - ・「一般土木」 元請(JV非20%)・下請
 - ・「建築・管・電気」 元請(JV非20%)
 - ・「特殊専門工事」 元請(JV代)